

# 新生産調整推進対策がスタート



新食糧法のもと 転作率一律24.1%

平成八年度から三年計画で新生産調整対策がスタートします。

食糧管理法が廃止となり、新食糧法が施行され、生産調整は「米の需給及び価格の安定」を図るための手段として位置付けられました。これまでの政府全量管理のもとでは、政府在庫の縮小や財政負担の軽減を目的に強制的に行われてきた生産調整を、新食糧法のもとでは、安定的な生産者価格の維持を目的とした自主的な判断により実施することになります。

実施する、しないは自由となっておりますが、生産者自らの判断だけでは全体の生産調整の規模を見極めることが困難なことから、国では生産調整を実施していただきたい面積を県、市町村、生産者へと示し、ご理解とご協力を願いながら、米の需給と価格の安定を図っていきたいと考えています。

そのため、八年度から新たに実施される新生産調整推進対策では新食糧法の考え方に沿って、

- 一. 生産調整の実効性の確保
  - 二. 生産者・地域の自主性の尊重
  - 三. 望ましい営農の確保
- の三点に重点を置いて生産者・生産者団体・行政が一体となって取り組んでいきます。

## 生産調整の目標面積が大幅に増加

八年度に県から市に示された生産調整対象水田面積（転作目標面積）は昨年を百六十六ヘクタール（二二％）上回る九百二十一ヘクタールと大幅増となりました。これは、八年十月末現在の国産米の在庫が二百五十二万二千五百トに達すると見込まれ、これを三年間で適正規模の百五十万トンまで引き下げることから、極端な豊作や不作がないかぎり、三年間固定されます。

なお、新対策ではホップ・樹園地など水田への復帰が見込まれない土地（定着除外面積・四十二ヘクタール）及び従来の他用途利用米に替わる「加工用米」（面積換算で六十四ヘクタール）が目標面積から除外されるため、これを差し引いた八百十五ヘクタールが実転作面積となります。

また、新対策では、開田が行われてから五年間を経過したものについては、既存田と同じ取り扱いになります。

## 水田の約4分の1の転作

大館市水田営農活性化対策協議会では、これを受けて関係機関、生産者団体との協議のもと、新食糧法下での八年度の新生産調整推